

「グループホーム整備促進支援制度」の概要

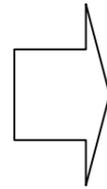
「グループホーム整備促進支援制度」

制度構築のねらい、主な支援対象

新たに整備を検討している方(整備・運営についての経験、ノウハウがない方)を主な支援対象として、立ち上げから運営までトータルに支援することにより整備促進を図る。

【支援制度構築の経緯等】 (地域生活移行推進部会検討内容)

- 施設・病院から地域へ、またいわゆる親亡き後を見据えた中、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活をするには、まずは、住まいの場の確保が必要。
- 住まいの受け皿としてグループホームが期待されているが、他の都道府県と比較して本県の人口当たりのサービス利用者数は非常に少ない。
- 地域生活の拠点としてグループホームの整備は急務。
- 家族や、NPO等が整備しようにも経験やノウハウがない場合が多い。
- こうした方たちを支援する仕組みづくりが必要。



支援コーディネーターによるサポート

- グループホームの設置、運営に精通した者を「支援コーディネーター」として配置。
- 当面は、尾張部、三河部に数名ずつ配置。
- 26.4 現在 9名
- 「設置・運営説明会」、「見学会」及び「相談会」における相談支援。
- 「公営住宅の活用」、「既存の戸建て住宅の活用」支援
- 地域アドバイザー、市町村自立支援協議会、相談支援事業所等と連携した支援制度の活用促進

設置・運営説明会、相談会等の開催

- 「支援コーディネーター」等による開設マニュアル等を活用した「設置・運営説明会」の開催。尾張部、三河部のそれぞれで開催。
- より具体的にグループホームの運営がイメージできるようにするための「見学会」の開催。
- より具体的・直接的な支援を必要とする方に対する「相談会」の開催。
- 地域で親の会、団体等が開催する勉強会等への「支援コーディネーター」の派遣。

公営住宅の活用

- 県営住宅でのグループホームの整備を計画する際、事業者が個々に空き状況を確認している状況を踏まえ「グループホーム事業に関する普通県営住宅使用許可事務取扱要領」に基づく「事前調整」制度を積極的に活用し、整備促進を図る。
- 障害福祉課が事業者による県営住宅の使用希望を取りまとめ → 県営住宅管理室に照会 → 使用可能かどうか回答

既存の戸建て住宅の活用

- 既存の戸建て住宅をグループホーム等として活用する場合の緩和策実施
- 一定の防火・避難対策の実施による適用規定の緩和
- 対象建築物の規模：地上2階以下、延べ面積200㎡未満の既存の戸建て住宅

グループホーム制度の普及、啓発

- 「あいちビジョン2020」の主要な政策に「グループホームの整備促進」を掲げ、ビジョンの推進とともに普及、啓発に取り組む。
- 次期「障害保健福祉計画」策定の際、グループホームの整備促進を重要施策として位置づけ、普及、啓発に取り組む。
- グループホームの生活や体験談などを記載したリーフレットを作成し、普及啓発に活用。

地域での取り組み促進

- 地域アドバイザー、市町村自立支援協議会、相談支援事業所等を通じ、各地域で「支援制度」を周知し、支援制度の活用を促進。また、新たな整備希望者の掘り起こしを図る。
- また、地域アドバイザーは地域の支援ニーズ(支援対象者)を把握し、支援コーディネーターにつなげる。

支援制度の推進

【PDCAサイクルを活用した支援制度の推進】

- 支援制度が円滑かつ効果的に推進できるよう「地域生活移行推進部会」と密接な連携のもと、制度を進めていく。
- また、「地域生活移行推進部会」において定期的に支援制度の各施策の実施状況を点検・評価し、必要に応じて施策の見直しを図るなど支援制度のさらなる充実を図っていく。